

農地中間管理事業事務処理要領

第1 目的

この要領は、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団農地中間管理事業規程(以下「事業規程」という。)第16条に基づき、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団(以下「機構」という。)が行う農地中間管理事業の実施に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 重点実施区域の指定

- 1 機構は、農地中間管理事業を県内全市町村で実施するが、特に人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じている区域など、効率的かつ効果的に農地中間管理事業が実施できると見込まれる区域を事業規程第3条に基づく重点実施区域として指定し、事業を積極的に実施するものとする。
- 2 重点実施区域は市町村における募集区域のうち、市町村が策定する人・農地プランの地域を単位とする。
ただし、複数の人・農地プランの地域は一つの重点実施区域として、まとめることができるものとする。
- 3 重点実施区域の指定を希望する市町村は、農地中間管理事業重点実施区域指定申請書(様式第1号)及び重点実施区域一覧(様式第1号別紙)に必要事項を記載し、機構へ提出するものとする。
- 4 機構は、事業規程第3条の規定によるほか、次の事項を考慮して、指定するものとする。
なお、指定に当たっては岡山県の意見を求めるものとする。
(1) 人・農地プランが実質化され、地域ぐるみで農地利用の集積・集約化を進めようという機運が生じているなど、農地中間管理事業を重点的に実施することにより、今後、農用地等の集積・集約化が見込まれる区域であること。
(2) 重点実施区域内において、機構、市町村、農業委員会等が連携して、円滑な事業展開が見込まれること。
- 5 農地中間管理事業の重点実施区域として定めたときは、当該市町村に対し、様式第2号により通知するものとし、機構のホームページにより公表するものとする。
- 6 市町村は、人・農地プランの見直し等により、重点実施区域の変更等を希望する場合は、機構に申し出るものとする。
なお、変更後の指定に当たっては、4の手続きに準じて行うものとする。

第3 農地中間管理権の取得基準

- 1 農用地等の借り受けが確実と見込まれる場合(遊休農地等の場合は借受者が決定した後)に、具体的な農地中間管理権の取得手続きを行うものとする。
- 2 事業規程第4条第1項に定める、農用地等として利用することが適切と認められる農用地等の形状又は性質は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団理事長(以下「理事長」という。)が別に定める。

第4 借受希望者の募集時期及び範囲並びに公表の時期

- 1 借受希望者の募集は、1年を通じて行うものとする。
- 2 借受希望者を募集する区域の決定に当たっては、全市町村に対し、農地中間管理事業募集区域照会書(様式第3号)により意見を求める。
- 3 市町村から提出された農地中間管理事業募集区域回答書(様式第4号)が適切と認めるときは、当該回答書により示された範囲を募集区域とする。
- 4 2、3の手続きについては、翌年度の募集区域の決定を毎年3月中に行うこととし、

募集区域に変更があったときは、翌年度の募集区域につき、毎年3月31日までに当該市町村に報告するとともに、インターネットの利用等により公表するものとする。

- 5 機構は、借受希望者の毎月末日の応募状況を取りまとめ、翌月15日までに公表する。

第5 借受希望者の募集及び公表の方法等

- 1 募集は、インターネットの利用等の方法により募集する。
- 2 募集に当たっては、次の事項を記載した書面(様式第5号)により行う。
 - (1) 募集区域における、農用地等の特徴
 - (2) 募集区域における、担い手の数
 - (3) 募集期間
 - (4) 申込書の提出先
 - (5) 応募内容の有効期間
 - (6) 申込者の氏名や作付け作物などを公表する旨
- 3 借受希望者は、借受希望申込書(様式第6号)を機構へ提出するものとする。
- 4 借受希望申込書を受理した機構は、当該申込書に受理印(受理日が記載されたもの)を押印し、借受希望登録者リスト(様式第7号)に必要事項を記入するものとする。
ただし、借受希望者から公表の同意を得られないものについては、受理することを要しない。
- 5 機構は、第4の5に掲げる日以降速やかに、書類(様式第6号及び様式第7号)を市町村及び業務委託先へ送付するものとする。(様式第8号)
- 6 機構は、借受希望申込書により、市町村ごとに借受希望登録者リストを整理し、次の内容をインターネットの利用等の方法により公表する。
 - (1) その氏名又は名称
 - (2) 実施区域内の農業者、区域外の農業者、新規参入者の別
 - (3) 借受を希望する農用地等の種別、面積
 - (4) 借り受けた農用地等に作付けしようとする作物の種類

第6 借受希望の取り下げ

- 1 借受希望申込書を提出した者は、借受希望取下申出書(様式第9号)を機構へ提出することにより、借受希望を取り下げることができる。
- 2 機構は借受希望取下申出書を受理したときは、当該申出書に受理印(受理日が記載されたもの)を押印し、その写しを市町村及び業務委託先へ送付するものとする。(様式第10号)
- 3 機構は、借受希望取下申出書を受理したときは、借受希望登録者リストから当該者を削除する。

第7 借受希望者に対する聴き取り調査

- 1 機構は、借受希望申込書の記載事項に疑義があるなど、公平かつ適正に貸付先を決定する上で必要があるときは、当該借受希望者に対し聞き取り調査を行う。

第8 貸付希望者等の把握

- 1 機構は、募集区域に関する次の情報を把握するため、必要に応じ岡山県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、担い手組織等の関係団体に対し情報の提供を依頼する。(様式第11号)
 - (1) 各区域の人・農地プランの策定・見直し等の状況
 - (2) 特に、当該区域に担い手が十分いるかどうか
 - (3) 当該区域に機構を活用した農地利用の集積・集約化の機運があるかどうか
 - (4) 当該区域の遊休農地の現状及び今後の見通し等
 - (5) 人・農地プランに載らない貸付希望者の情報

第9 農地中間管理権の取得の方法

- 1 貸付希望者は、貸付希望申出書(様式第12号)を、市町村又は業務委託先(以下「市町村等」という。)を經由して機構へ提出するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は、貸付希望申出書の提出を省略することができる。
 - (1) 現に耕作している農業者が借受公募に応募しており、当該農用地等の借受を希望している農業者に貸し付けることが確実に認められる場合
 - (2) 事業規程第8条第3項に該当する場合
- 2 受理した市町村等は、貸付希望申出書に受理印(受理日が記載されたもの)を押印し、貸付希望登録者リスト(様式第13号)に必要事項を記入するものとする。
- 3 市町村等は、貸付希望申出書及び貸付希望登録者リストを機構へ送付するものとする。(様式第14号)
- 4 機構は、送付された申出書及び貸付希望登録者リストを市町村ごとに整理し、必要がある場合は、貸付希望者、市町村等及び機構により面談及び現地確認を行うものとする。
- 5 機構は、面談及び現地確認を行ったときは、様式第13号別紙に必要事項を記入し、市町村等へその写しを送付する。(様式第15号)
- 6 機構は、市町村等に対し、当該地域における担い手の状況等から、担い手が借り受けることが確実に見込まれる農用地等について、機構が農地中間管理権を取得する候補地のリストの作成を依頼する。(様式第27号)
- 7 市町村等は、機構に対して農地中間管理権取得候補地リスト(様式第16号)を作成の上、機構に提出するものとする。
- 8 機構は市町村等から提出のあった農地中間管理権取得候補地リストにより、第3の取得基準に従い農地中間管理権を取得する農用地等を決定する。
- 9 機構は、様式第17号により市町村等に対し、農地中間管理権を取得する農用地等について、報告する(相手が市町村以外の業務委託先であるときは、市町村へも報告する。)とともに、同報告の内容に従い農用地利用集積計画(様式第18号)及び農用地利用配分計画(案)(様式第28号)の作成を依頼する。
- 10 市町村等は、貸付希望者と賃借料等の条件を協議の上、農用地利用集積計画を作成し、貸付希望者の押印を受けた後、農用地利用集積計画を機構へ送付するものとする。(様式第19号)
- 11 市町村等は、前項の条件協議の際に、機構関連事業説明書(貸付希望者用)(様式第23号)により、事業規程第7条第4項に定める説明を行うとともに、当該説明書を2部作成し、一部を貸付希望者へ交付し、一部を機構へ送付するものとする。

ただし、取得する農地中間管理権の期間が、15年未満である場合は、貸付希望申出書(様式第12号)の該当箇所へのチェックにより、これに代えるものとする。この場合において、1のただし書きにより、貸付希望申出書の提出を省略した者及び旧事務処理要領(平成29年9月25日一部改正以前の事務処理要領をいう。以下同じ)による様式で貸付希望申出書を提出した者に対しては、前項の条件協議の際に、機構関連事業説明書(様式第24号)を交付するものとする。
- 12 機構は、送付された農用地利用集積計画を確認し押印の上、市町村へ公告手続きを依頼する。(様式第20号、様式第20号別紙)
- 13 貸付希望申出書を提出した者は、農用地利用集積計画が策定されるまでの間は、貸付希望取下申出書(様式第21号)を、市町村を經由して機構へ提出することにより、貸付希望を取り下げることができる。この場合機構は、貸付希望登録者リストから当該申出に係る部分を削除するものとする。
- 14 1のただし書きにより、貸付希望申出書の提出を省略した場合における前各項の規定の適用等については、次のとおりとする。
 - (1) 2、3の規定は適用しない。ただし、機構は、市町村等に依頼し、出し手の情報を取得した上で、事業規程第7条に基づき、貸付希望登録者リストには記載す

るものとする。

(2) 4中「送付された申出書及び」は適用しないものとする。

(3) 6の「借り受けることが確実と見込まれる農用地等」には、提出を省略した農用地等も含むものとして、候補地リストの作成を依頼するものとする。

(4) 13の規定は、貸付希望申出書の提出を省略された者に対しても適用するものとする。

15 機構は、12の公告があったときは、貸付者に対して、機構が農地中間管理権を取得した旨の通知書を送付するものとする。(様式第22号、様式第22号別紙)

16 機構は、事業規程第7条第7項の規定に基づき、遊休化解消に向けた措置が行われれば、貸し付けの見込みが高いと判断した遊休農地の所有者等に対し、改善を促すものとする。(様式第35号)

第10 貸付希望者及び借受希望者の調整

1 機構は市町村等に対し、貸付希望者と借受希望者の調整を依頼する。(様式第27号)

2 市町村等は、事業規程第8条により借受希望者の優先順位を定め決定する。

なお、同一区域内において複数の借受希望者がいる場合は、借受者選定理由書(様式第33号)を作成するものとする。

3 機構は、優先順位の判断をつける上で必要な場合は、利害関係者を含めない第三者委員会を設置するものとする。

4 市町村等は、1、2、3による調整に際し、事業規程第8条第10項に定める説明を農用地利用配分計画(案)(様式第28号)に記載して行うものとする。なお、機構関連事業説明書(簡易版)(様式第25号)を交付することで、これに替えることができるものとする。

ただし、農用地等の借受け、貸付けに係る地元調整を通じ、機構関連事業に取り組む機運が高いと思われる地域の借受希望者には前記説明に加え、機構関連事業説明書(借受希望者用)(様式第26号)を交付し、説明を行うものとする。

第11 農用地利用配分計画の策定

1 市町村等は、調整が成立したときは、速やかに借受希望者から農用地利用配分計画の策定に必要な次の書類を徴収し、市町村等は当該書類を受領した後に農業委員会の意見を聴取の上、農用地利用配分計画(案)(様式第28号)を作成するものとする。

(1) 賃借権の設定を受ける者の農業経営の状況等

・個人用：様式第29号

ただし、現に機構から賃借権等の設定を受けている者に、当該権利が設定された農用地等のみについて、再度賃借権等の設定を行おうとする場合は、省略することができる。

・農地所有適格法人用：様式第30号

ただし、現に機構から賃借権等の設定を受けている者に、当該権利が設定された農用地等のみについて、再度賃借権等の設定を行おうとする場合は、省略することができる。

また、農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である場合は、次の事項を省略することができる。

賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C)

賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)

賃借権の設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E)

・その他法人用：様式第31号

ただし、現に機構から賃借権等の設定を受けている者に、当該権利が設定された農用地等のみについて、再度賃借権等の設定を行おうとする場合は、省略することができる。

(2) その他必要な書類

ア 法人の場合：定款又は寄附行為の写し

ただし、過去に認可を受けた農用地利用配分計画に添付して以降、その内容に変更がない場合は、省略することができる。

イ 農事組合法人又は株式会社である農地所有適格法人の場合：組合員名簿又は株主名簿の写し

ただし、農業委員会が農地所有適格法人であると認めた法人である場合は、省略することができる。

- 2 市町村等は、作成した農用地利用配分計画(案)及び借受者選定理由書(作成されている場合のみ)を、様式第34号により機構へ送付するものとする。
- 3 農用地利用配分計画により、賃借権又は使用貸借による権利の移転を行おうとするときは、1及び2並びに第12に準じ取り扱うものとし、様式第32号により、農用地利用配分計画(案)を作成する。

第12 農用地利用配分計画の決定及び認可申請

- 1 機構は、第11の2により送付された農用地利用配分計画(案)を適当と認めるときは、当該農用地等の所在と貸借期間を機構ホームページに公告(様式36号)し、利害関係人の意見を聴くものとする。また、適当と認められないときは、市町村に対し、農用地利用配分計画(案)の修正を求めるものとする。
- 2 前項の意見聴取の期間は、機構ホームページに公告した日から7日間とする。この場合において、利害関係人は、当該公告の縦覧期間満了の日までに、機構に意見書を提出することができる。
- 3 機構は、前項の利害関係人の意見書が提出された場合は、事業規程等に基づき、内容を審査するものとする。
- 4 機構は、農用地利用配分計画を決定したときは、岡山県知事(以下「知事」という。)に対し、農用地利用配分計画に係る認可申請書(様式37号)に、利害関係人の意見等を添えて、認可申請を行う。
- 5 機構は、4の認可を受けたときは、認可通知書の写しを添えて市町村に報告するものとする。(様式第38号)
- 6 機構は、5の報告を行ったときは、認可通知書の写し及び農用地利用配分計画の写しを借受者へ送付するものとする。(様式第39号)

第13 農用地利用集積計画のみによる農地中間管理権の取得と転貸

- 1 市町村は、農用地利用集積計画に係る農用地等の貸付希望者と借受希望者の合意が確実であると認められる場合は、あらかじめ、「農地中間管理権取得候補地及び転貸候補先通知書」(様式第40号)を機構に提出し、農用地利用集積計画のみによる農地中間管理権の取得及び転貸を一括して行う(以下「集積計画一括方式」という。)ことができる。
- 2 機構は、市町村から「農地中間管理権取得候補地及び転貸候補先通知書」(様式第40号)が提出されたときは、当該通知書に記載された農用地等の所在地と貸借期間を機構ホームページに公告(様式第36号)し、利害関係人の意見を聴くものとする。
- 3 前項の意見聴取の期間は、機構ホームページに公告した日から7日間とする。この場合において、利害関係人は、当該公告の縦覧期間満了の日までに、機構に意見書を提出することができる。
- 4 機構は、前項の利害関係人の意見書が提出されたときは、事業規程等に基づき、内容を審査するものとする。
- 5 機構は、農地中間管理権を取得する農用地等及び転貸先を決定したときは、市町村に集積計画一括方式による農用地利用集積計画(以下「農用地利用集積計画(一括方式)」という。)の策定を依頼する。(様式第40号、様式第41号)
- 6 市町村は、前項の決定を受けたときは、農用地等の貸付希望者及び借受希望者と賃

借料等の条件を協議の上、農用地利用集積計画（一括方式）を策定し、貸付希望者及び借受希望者の押印を受けた後、農用地利用集積計画（一括方式）を、機構へ送付するものとする。

- 7 市町村は、前項の農用地利用集積計画（一括方式）の様式を、次の中から選択して使用することができる。
 - (1) 貸付希望者及び借受希望者が1対1の場合（様式第42号）
 - (2) 貸付希望者及び借受希望者が1対1以外の場合（様式第43号、様式第43号別紙）
 - (3) 農用地利用集積計画（一括方式）を貸付希望者から機構と機構から借受希望者で分ける場合（様式第44号、様式第45号）
ただし、共通事項以下の部分を除き、市町村は独自の様式を使用することができる。
- 8 機構は、市町村から送付された農用地利用集積計画（一括方式）を確認し、農用地利用配分計画によらない賃借権の設定等に係る協議書（様式第46号）に、農用地利用集積計画（一括方式）及び利害関係人の意見等を添えて、知事に協議する。
- 9 機構は、知事の同意を得たときは、市町村に公告を依頼するものとする。（様式第47号、様式第47号別紙）
- 10 集積計画一括方式による農地中間管理権の取得と転貸に関し必要な事項は、第1項から第9項に定めるもののほか、第9から第11の規定を準用する。

第14 農地中間管理権に係る契約の解除

- 1 機構は、次に該当する場合は、知事の承認を受けて当該契約を解除できる。
 - (1) 農地中間管理権を取得後（貸付後やむを得ない事情により、借受者との契約を解約した後を含む。）1年間を経過してもなお貸付ができる見込がないと認められるとき
 - (2) 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき
- 2 機構は、契約を解約をしようとするときは、所有者又は相続人等の権利者（以下「所有者等」という。）に対して、解約をする旨を通知する（様式第48号）とともに、市町村及び農業委員会へ報告するものとする。（様式第49号）
- 3 2の通知を行った後10日を経過しても、なお所有者等から何らの意思表示がないときは、機構は知事に対し解約の承認を申請する。（様式第50号）
- 4 2の通知により、所有者等が契約の解除を希望しないときは、次の事項を記載した継続貸付申出書（様式第51号）の提出を求め、契約を解除しないことができる。
 - (1) 農用地等の管理を自己の責任で行い、近隣に一切の迷惑をかけないこと。
 - (2) 農用地等の管理に係る全ての経費を負担すること。
 - (3) 管理不十分等がみられた場合は、契約解除に応じ、一切の異議を申し立てないこと。
- 5 4の場合において、機構は、契約の解除の可否について、所有者等に通知する（様式第52号）とともに、市町村及び農業委員会へ報告するものとする。（様式第53号）

第15 借受者の利用状況等

- 1 機構は、農用地等に係る農業委員会からの通知や地域住民からの情報提供その他により、貸し付けた農用地等が適正に利用されていない恐れがあると認めるときは、借受者に対し、農地中間管理事業で借り受けた農地等の利用状況について報告（様式第54号）を求めるとともに、関係市町村及び農業委員会に対し、その旨を通知（様式第55号）する。
- 2 前項の通知を受けた借受者は、機構の指定する日までに、農地中間管理事業で借り受けた農用地等利用状況報告（様式第56号）により、当該農用地等の利用状況を報告しなければならない。

- 3 機構は、借受者が次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、契約を解除することができる。
 - (1) 機構から借り受けている農用地等を適正に利用していないと認めるとき。
 - (2) 正当な理由なく、前項に定める報告をしないとき。
- 4 機構は、前項の規定に基づき、契約を解約をしようとするときは、貸借借（使用貸借）に係る契約解除申請書（様式第57号）により知事に申請する。
- 5 機構は、前項の知事の承認を得たときは、借受者に対して、解約を通知する（様式第58号）とともに、市町村及び農業委員会へ報告するものとする。（様式第59号）

第16 貸付期間満了による手続き

機構は、農用地等の貸借期間が満了するときは、当該契約が満了する日の3か月前までに、当該農用地等の所有者及び借受者に対し契約継続の意向を確認するものとする。ただし、所有者の意向は、関係市町村を經由して聴取する。

- ・所有者関係：様式第60号、様式第60号別紙、様式第61号
- ・借受者関係：様式第62号、様式第62号別紙

第17 その他

1 賃料について

- (1) 賃料は、その土地の収益性や近傍類似の事例等、また整備状況等が同程度の農用地等の賃料水準からみて妥当な額であること。なお、賃料の決定に当たっては、市町村の意見を聴取の上決定するものとする。
- (2) 賃料（物納含む）の変更については、貸借人及び借借人双方の同意が得られた場合認めることとする。（様式第65号、様式第66号）

2 相談及び苦情に応じる窓口について

相談窓口は、機構本部及び支部とする。
苦情窓口は、機構本部とする。

3 土地改良賦課金について

機構が借受者に貸すまでの間は機構の負担とし、貸した後は借受者の負担とする。

4 相続未登記等の対応について

所有権が確定していない農用地等について、農地中間管理権を取得することにより、農業経営の規模拡大、農用地の集団化など、農用地等の利用の効率化や高度化の促進を図る上で必要な場合は次により、農地中間管理権を取得することができる。

- (1) 相続未登記の農地を機構が借り受ける場合において、貸付希望者が、他の全ての相続人から同意を得ること。ただし、その貸付期間が20年を超えないときは、2分の1を超える共有持ち分を有する相続人から同意を得ること。
- (2) 貸付希望者は、(1)の同意を得たことを証するため、「相続権に関する自己申告書」（様式第63号、様式第64号）を機構に提出する。ただし、機構が必要と認めるときは、機構は相続権者であることが確認できる書類（相続関係図、除籍謄本等）等の提出を求める。
- (3) 所有者が不明な場合には、農地法第43条の規定による知事の裁定手続きにより借り受ける。

5 借受希望申込書の記載内容の適用期限について

公表日を起点として1年間とする。ただし、本人からの申出により、この適用期限を自動的に更新するものとする。

6 貸付希望申出書の有効期間について

貸付希望の申出のあった農地については、申出のあった日の属する年度の翌年度の4月1日を起点として2年間、貸付希望登録者リストに掲載するものとする。ただし、期間経過後において、本人から再度申出があったとき（様式第73号、様式第73号別紙）は、引き続き2年間掲載するものとする。

- 7 農地中間管理事業に係る解約手続き及び変更事項等について
 - (1) 農地中間管理事業による貸借に係る合意解約の手続きは、様式第67号から様式第70号により行うものとする。
 - (2) 出し手、受け手の変更に係る届出については、様式第71号、様式第71号別紙、様式第72号により行うものとする。
 - (3) ただし、市町村が別に定めた手続きや様式があるときは、(1)及び(2)にかかわらず、当該市町村の手続き等によるものとする。
- 8 果樹等の永年性作物の植栽及び農業用施設の設置を行おうとする場合等の取扱いについて
果樹等の永年性作物の植栽及び農業用施設の設置を行おうとする場合等は、別記1「果樹等及び農業用施設に係る取扱いについて」によるものとする。
- 9 この要領に定める様式については、機構が市町村等へ提供している農地中間管理事業支援システム及び農地中間管理事業公募管理支援システムの入出力様式をもって代えることができる。
- 10 利用条件改善業務及び農地管理業務について
別に定める。
- 11 業務委託について
別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年6月13日から施行する。

(市町村との協力)

- 2 農地中間管理事業の実施に当たっては、市町村等と密接に連携を図り最大限の事業効果を得るよう努力するものとする。

附 則

この要領は、平成27年3月20日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

平成28年度に限り、改正後の要領第4の1は平成28年5月1日から適用することとし、同第4の4中「3月中」を「4月中」とし、「毎年3月31日」を「4月30日」とする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月1日から施行する。
- 2 この要領の施行前に、機構が農地中間管理権を取得した農用地等に係る第14第1項第1号に規定する期間については、なお従前の例による。

別記 1

果樹等及び農業用施設に係る取扱いについて

公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（以下「財団」という。）が行う農地中間管理事業によって転貸した農用地等（以下「農地」という。）において新たに、果樹等の永年性作物（以下、「果樹等」という。）の植栽や農業用施設（園芸用ハウス、農業用倉庫等）の設置を行おうとする場合の取扱いについては、次のとおりとする。

1 事務手続

- (1) 借受者は、借り受けた農地に新たに果樹等の植栽や農業用施設を設置しようとする場合は、利用目的や内容、農地返還時の原状回復等について、所有者（出し手）、財団理事長、借受者の3者による確認書を交わした上で、着手するものとする。
- (2) この場合において、借受者は、所有者と植栽や施設の内容、原状回復義務等を確認の上、確認書（別紙様式）を作成、押印し、市町村を経由し、財団に3部提出するものとする。
- (3) 財団は、確認書の提出を受けた場合には、内容を確認の上、所有者及び借受者に各1通を送付する。
なお、財団が確認に当たって必要と判断した場合には、所有者と受け手に立ち会いを求め、現地において農地の現況や確認書の内容を確認するものとする。

2 留意点

- (1) 農用地利用集積計画・農用地利用配分計画の共通事項と確認書が反する内容となっている場合は、この取扱いによって定めた内容が特約として優先する。
- (2) 期間満了時において、契約を更新する場合には農地の所有者から異議の申出がない限りこの確認内容は継続するものとする。

(別紙様式)

確 認 書

(所有者) (以下「甲」という) 及び (借受者) (以下「乙」という) 並びに公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団理事長 (以下「丙」という) は、農地中間管理事業により利用権を設定している甲の農用地等 (以下「農地」という。) において、乙が農地を利用する上で実施する次の内容について確認し、同意した。

1 農地の所在、地目及び面積

農地の所在				地目		面積 (㎡)
市町村	大字	小字	地番	登記簿	現況	

2 利用目的、内容

<記載例>

- ・施設いちご栽培のため、単棟鉄骨ハウス3棟を設置する。
- ・ブドウ栽培のため、ブドウの木の植栽及びブドウ棚を設置する。

3 返還時の原状回復義務

<記載例>

(原状回復する場合)

- ・乙は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復した上で返還するものとし、丙は、原状回復の義務を負わない。

(原状回復しない場合)

- ・乙は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、現状有姿で返還するものとする。

(果樹等の場合)

- ・乙は、利用権の存続期間が満了した場合には、原状回復の義務を負わないものとし、現状有姿で返還する。ただし、利用権存続期間内に甲が原因で解約した場合には、育成費相当額等を離作補償として甲に請求することができる。なお、その額は返還時の簿価をもって算出するなど丙を通して双方で合意した額とする。

4 その他

- (1) 農用地利用集積計画・農用地利用配分計画の共通事項と確認書が反する内容となっている場合は、この取扱いによって定めた内容が特約として優先する。
- (2) 期間満了時において、契約を更新する場合には甲から異議の申出がない限りこの確認内容は継続するものとする。
- (3) 記載されている内容以外の事業を実施する場合は、別途確認書を締結する。
- (4) 疑義が生じた場合は、甲、乙、丙3者で協議し、解決する。

令和 年 月 日

甲 住 所 (所有者)

氏 名

印

乙 住 所 (借受者)

氏 名

印

丙 住 所 (財団)

氏 名

印